

入間市スポーツ振興まちづくり条例

【制定の背景】

スポーツは、良好な心身を形成し、健康と長寿の礎であり、人々に感動を与えるだけでなく、地域の活性化やスポーツ環境の充実による産業の広がりから社会的効果や経済的効果をもたらすなど、活気あふれるまちを形成するうえで欠かすことのできないものです。

これまで、入間市のスポーツ振興は、スポーツ協会およびその加盟団体と連携して進めてきました。その成果もあって、相撲をはじめとする様々な競技で活躍する選手を輩出しています。

近年は、アーバンスポーツ（スケートボードやスポーツクライミングなど）の人気の高まり、従来のスポーツに加え、様々なスポーツに挑戦する若者が増えており、市内でも優秀な成績を収める若いアスリートたちが育っています。

国の第3期スポーツ推進計画において、スポーツによる「まちづくり」が取り組むべき施策の1つとして位置づけられています。入間市においても、スポーツ関連活動の広がりや、スポーツを介した産業の発展とまちの特色化や魅力化を図り、スポーツを通じたまちづくりに努めることが求められます。

そこで、スポーツ振興とスポーツによるまちづくりを図り、多種多様なスポーツ関連活動を応援・支援することで、全ての市民が健康で、活気あふれるまちを実現することを目指し、本条例を制定しました。

（前文）

スポーツは、良好な心身を形成し、健康と長寿の礎であり、人々に感動を与えるだけでなく、地域の活性化やスポーツ環境の充実による産業の広がりから社会的効果や経済的効果をもたらすなど、活気あふれるまちを形成するうえで欠かすことのできないものです。

これまで、スポーツといえば、野球やサッカーなどのメジャーな種目が注目され、広く親しまれてきました。これからは従来のスポーツに加え、若い世代で広がりつつあるアーバン（都市型）スポーツや、幅広い年齢層が楽しみ親しめる可能性を持つeスポーツなど新たなスポーツ種目やスポーツ文化を含む、あらゆるスポーツを応援・支援することにより、活気あふれるまちづくりに取り組むことが重要です。

入間市では、スポーツ協会をはじめとするスポーツ関連団体等の絶え間ない活動により、幼少期から継続して取り組めるスポーツ環境が育まれ、さまざまなスポーツで活躍する数多くの選手が育ち、市民に夢や希望を与えてくれています。近年では、従来のスポーツに加え

て、新しいスポーツにおいても活躍する選手が入間で育ち、環境が発展しています。そのような選手や環境をみんなで応援・支援することにより、新たな選手が育成され、スポーツ関連活動が広がり、スポーツを介した産業の発展とまちの特色化や魅力化が図られ、市民がスポーツに親しみ、実践し、健康になることで、活気あふれるまちが形成されます。

入間市に関わるスポーツ関連活動を通じて、全ての市民が健康で活気あふれるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文では、スポーツがもたらす効果や重要性和本市がスポーツを通じて目指すまちづくりの将来像について明記しています。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツ振興まちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにし、スポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援することで、スポーツを介した産業の発展を通じて持続可能なスポーツ環境を構築することにより、全ての市民の健康を実現し、活気あふれるまちの形成に寄与することを目的とする。

【解説】

本条では、前文にあるようなスポーツの効果や重要性を踏まえ、本条例において、基本理念を定め、各々の責務や役割を明らかにし、本条例の目的は、全ての市民の健康を実現し、活気あふれるまちの形成にあることを示しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 運動競技その他の身体活動等で、健康の増進に寄与するものをいう。
- (2) スポーツ振興まちづくり 市民、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携することにより、スポーツを振興し、スポーツを介した産業の発展に取り組み、活気あふれるまちを形成することをいう。
- (3) スポーツ関連活動 スポーツをすること、観ること、応援すること又は支えることを

いう。

- (4) 市民 市内に居住、通勤又は通学をする者をいう。
- (5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う全ての団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人及び個人をいう。

【解説】

本条例の条文に使用する用語の意味を明確にするため定義しています。

(基本理念)

第3条 スポーツ振興まちづくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) スポーツ関連活動を応援・支援することで、健康の保持増進、地域の連帯感の醸成等により全ての市民の健康及び福祉の増進に努める。
- (2) これまで広く取り組まれてきたスポーツに加え、新たなスポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援することで、スポーツ関連活動を取り巻く環境の向上を図る。
- (3) 市の特色及び魅力となるスポーツを応援・支援することで、スポーツを介した産業の発展を図る。

【解説】

本条例に関する施策を推進するための基本的な考え方を明らかにしたものです。第1号では、スポーツ関連活動を支えることにより、市民のスポーツ機運が高まり、その先にある市民が健康を享受できる環境づくりに努め、全ての市民の健康に寄与することを示しています。第2号では、これまで多くの市民に親しまれてきたスポーツは継続して大事にしつつ、特色や魅力ある新しいスポーツ種目やその文化についても応援・支援することで、市内において多様なスポーツ関連活動に取り組める環境を整えていくことを示しています。第3号では、市を内外にアピールできるスポーツを応援・支援することで、そのスポーツを介した様々な経済活動の盛り上げを図ることを示しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、スポーツ振興まちづくりを、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

【解説】

市の責務として、第3条の基本理念に従い、活気あふれるまちの実現に向け第8条に掲げる事項に取り組むものとしています。取り組みにあたっては、国、県の条例等を踏まえ、別に計画する入間市スポーツ推進計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することを、その責務と定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、スポーツ関連活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の中心となる事が期待される市民の役割について明記しています。

多くの市民がスポーツ関連活動によって自身の健康の保持・増進を自主的に取り組み、スポーツに関する施策への協力を求めるものです。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の担い手となるスポーツ関連団体に期待される役割について明記しています。

スポーツ協会をはじめ各種のスポーツに取り組む競技団体、地域に根差してスポーツに親しんでいるクラブやスポーツ少年団など様々なスポーツ関連団体が、市内で活動を行っています。多様なスポーツ環境が市内に整備され、活気あふれるまちの実現を目指し、スポーツ関連団体が自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツに関する施策に協力するよう努めることを示しています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境の整備に努めるとともに、スポ

ーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、事業者に期待される役割について明記しています。

民間事業者においては、そこで働く人々にとって、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境の整備に努め、スポーツ関連活動における社会貢献活動への取組など、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めることを示しています。

（活気あふれるまちの実現）

第8条 市は、スポーツの振興による活気あふれるまちの実現に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 市民、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、スポーツイベントの開催等に取り組むとともにスポーツ大会の誘致を図ること。
- (2) 新たなスポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援し、市の特色化や魅力化を図ること。
- (3) スポーツを介した産業の発展及びまちの活性化を図るため、スポーツ関連団体及びスポーツ関連活動に対して必要な措置を講じること。

【解説】

本条例に基づいて、活気あふれるまちの実現に向け、市が重点的に取り組む3つの事項について示しています。第1号で、市民のスポーツ機運を高めるため、民間活力を活用し、スポーツイベントやスポーツ大会の誘致・開催を図っていくことを示しています。第2号で、市の特色化や魅力化を図れるスポーツを応援・支援することで、入間市を市内外にアピールしていくことを示しています。第3号で、スポーツ関連団体も民間事業者も相乗的に発展できるように、スポーツと産業の結びつきを図ることを示しています。

（スポーツ環境の整備）

第9条 市は、市民の良好なスポーツ関連活動のため、必要な措置を講じるものとする。

【解説】

市民のスポーツ関連活動を支援するため、市は本条例に基づいて公共体育施設の充実や民間スポーツ施設の活用等ハード面だけでなく、スポーツ関連団体が活動しやすいソフト面の

環境整備など含め、必要な措置を図ることを示しています。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

【解説】

条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めることができることを規定しています。